

## 令和元年度第2回文化財保護委員会会議録

日 時：令和2年3月4日（水）  
午前10時30分から  
場 所：金津本陣 IKOSSA 3階  
市民文化研修センター研修室2

（日程）

1. 委員長あいさつ
2. 議題
  - （1）令和元年度文化財保護事業報告
  - （2）その他
3. 閉会

（出席委員）

吉田 純一	水野 和雄	長谷川裕子	籾内 昭男
川波 久志	藤川 明宏	長谷川 勲	

（欠席委員）

由水 勇

（事務局）

文化学習課長	岡田 晃昌	郷土歴史資料館館長	佐藤 雅美
資料館館長補佐	橋本 幸久	資料館学芸員	九千房英之
資料館学芸員	近藤 可奈		

【委員長あいさつ】

【議題】 議題1：令和元年度文化財保護事業報告

（事務局より令和元年度について説明）

委員長：事務局の説明に対し、何か意見、質問はありませんか。

委員長：吉崎御坊跡の樹幹注入は、松42本に実施したとあるが、それでも松枯れが進んでいると聞いている。実際どのような状態なのか。

事務局：今年は枯れ松2本とその他の木1本の伐採を先に実施している。松については、例年1、2本は枯れている感じです。その他の木1本は、蓮如上人腰掛の石の傍に立つ木で、枝が折れて見学者に危険なため、上半部を伐採した。

委員：樹幹注入は、国から国庫補助すると言われるのか、市側から松が枯れてきたから国庫補助を要望するのか。

事務局：この事業は、平成20年から実施しており、それ以前は樹幹注入ではなく、薬剤散布であった。しかし、一年に10本以上枯れた年があり、一層の効果を求めて樹幹注入に変更した。前は、平成25年に実施しており、薬効期間が6年で補助金の要望確認があったため、申請して今年度実施することになった。

委員：少しいいですか。これは議題には入っていないが、芦原温泉が発見されてから137年になる。発見場所を今、管理しているのが芦原温泉観光協会と芦原温泉3区の二面温泉、舟津温泉、田中温泉。あわら市としては何らタッチしていない。再来年、新幹線が開業する年が140年にあたる。必ず、この場所がクローズアップされ、イベントの会場にもなるだろう。そのときに歴史的価値のある場所が、市の指定になっていないということに関して、これでいいのかと思う。芦原温泉発祥の原点である温泉の泉源について、ぜひ市に働きかけて史跡として指定して欲しい。もう一つ理由がある。今、新型コロナの影響が観光地に打撃を与えている。これがあと一ヶ月続くと芦原温泉の旅館はかなりのダメージを受ける。いずれ、これが終息した後、回復の手立てを行政はやっていかなければならない。そうすると、観光振興策が必ず政策課題として挙がってくる。それが、文化財の我々の仕事なのか疑問であるが、歴史的価値のある場所が未指定というのはいかかなものかと思う。ぜひ、これを史跡として市が指定するように議論いただきたい。

委員長：芦原温泉発祥の地を史跡として文化財指定する場合、まず所有者に働きかけてみないといけないのではないかと。

委員：いずれ公園整備など、観光振興策の一環として取り組んでいくと思うが、それまで我々は黙っているのか。我々としての働きかけが必要なのではないかと。

委員長：文化財指定のシステムからいけば、基本的には、まず所有者から挙がってくるのではないかと。

事務局：基本的には、所有者もしくは管理者から挙がってくるのが原則です。

委員長：そういうものを裏で働きかけるのをこの委員会でするということか。

委員：そういうことをやるとなったら、私のほうでいくらでもやります。みんないまさらと思っている。だが、行動を起こさないといまさらがずっと続く。

委員：持ち主が、史跡指定を嫌がる場合もある。

委員：これは、私も断定はできないが、今の芦原温泉の追い詰められた状況を見ると、何らかの手を打っていかないといけない。色々ところで話を聞いたが、団体旅行はキャンセル。これは京都、奈良だけの話ではない。各地でそのような現象が起こっている。それは我々が考えるべきことではないかもしれないが、手をこまねいているのもという感じがする。できることがあるならば、やらなくてはならない。

委員：今、調べた範囲では、全国的には源泉が指定されているところは、ほとんどない。

委員：別府の地獄が名勝に指定されている。あるいは、噴泉が天然記念物になっている。あとは建物が指定文化財になっていることは、もちろんある。源泉が史跡となっているものはほとんどない。源泉跡が史跡になっているところはある。今実際に使わ

れている源泉が史跡になっているものはない。

委員：源泉ではなく発祥の地。

委員：発祥の地はもっと難しい。何かがないと文化財にならない。

委員：全国で例がないというのは分からないわけではないが、芦原温泉の歴史の原点であり、そこから温泉が湧きだし、そこから旅館や観光業が発達した。その原点をそのままにしておいていいのか。

委員：どうやって保護を図るかということであるが、文化財指定が正しいのか、別の方法が正しいのか。文化財となると何か物を守ることが基本となる。

委員：文化財だったら分かるが、史跡である。

委員：史跡であれば不動産で、ものは関係がないというわけではない。

委員：あいまいではなく、温泉が湧き出した場所がきちんと特定されている。

委員：どこの温泉もそうだと思う。

委員：史跡に指定してしまうと規制がかかるので良くない方向に行くのではないか。

委員：そういうこともわからなくはない。

委員長：文化財的な観点から指定に進む方向もあるが、まちの整備事業として発祥の地を観光の一つとするという方法もある。そのほうが自由にできる。ただ、芦原温泉の原点となっているから歴史的な意味もある。文化財的な観点からプッシュしていくのも手かもしれない。その辺りは、あわら市の地域整備の方面と協力してやっていく方法もある。

委員：学術論だけでなく、地域に密着してやっていく文化行政という考え方もある。

委員：気持ちは分かるが、学術的などころを否定されると我々の存在意義がなくなってしまふ。それはそれとして考えて欲しい。

委員：何らかの歴史的な評価をしておくことは大事なこと。

委員：あわら市として取り組まなければならない一番の問題。ただ、文化財のカテゴリーとしては、なかなか難しい。

事務局：私たちが、来年度以降取り組まなければならないものに地域保存計画がある。その中で指定、未指定を問わず、地域の特徴あるものを守っていくという考え方がある。芦原温泉は、あわら市において非常に大きなものであるので、地域保存計画の中で取り入れて、保存すべき歴史遺産の一つとして取り組んでいきたいと考えている。きちんとした学術的な裏付けをしたほうが良い場合は、この場でまた、みなさんに議論をしていただきたいと思う。

委員長：わかりました。他はよろしいですか。文化財調査で三井先生にやっていただいた熊坂地区の石造物は、市から委託しているのか。

事務局：三井先生が、ご自身でこの調査をしたいとの話が来たので、市で地元と調整をして、調査にも同行した。基本的には、市から委託をして調査を行うことはあまりない。神宮寺城、御前神社は市が企画して行っている。あとは、地元や外部の方から持ち込まれたものを共同で実施している。

委員長：調査のお世話はこちらで行っているが、調査の経費はこちらでは何もタッチしていないということか。

事務局：はい。

委員：文化財調査の指中の石造狛犬と御前神社文書は、県から来て市指定にもなっていない未指定のものを県指定に上げる可能性があるということだと思う。それはそれで良いのかもしれないが、私からすると、この委員会は市指定にしたいものを審議するためにあるはず。だから、事務局としては、その辺りを挙げていただかないと結果報告だけになり、この委員会の意味があまりないという気がする。

事務局：段階を踏まずに進めてしまったことは申し訳ないと思う。指中の石造狛犬は、先に委員長に相談して、一度市指定にしてから県指定にすると煩雑になるということでこのような形になった。また、5月の第1回文化財保護委員会の際に指定候補として御前神社文書を挙げている。そして、長谷川委員に協力していただいて調査を行った。けっして、皆さんを軽視しているわけではない。今後は、その都度みなさんにきちんと報告したうえで進めていきたい。

委員長：令和2年度の市指定に向けての調査の予定や計画は、次回出していただければ。

事務局：はい。今のところ、最有力である神宮寺城跡、御前神社文書、川波先生にお願いしている北瀉祭を中心に進めていきたいと考えている。また、来年度以降、地元から挙がってきたものがあれば、それを都度、みなさんに審議してもらいたい。前回挙げた中で、願泉寺さんなど、まだ確認が取れていないところもある。次回の際には挙げていきたい。

委員：横山古墳群は、県指定になっている。先ほど資料館で見たが、国指定は2つある。市から言わない限り、県指定のものは国指定に上がっていかない。今、県指定のもので国指定になりそうなものは、何があるか考えたところ、たたらと横山古墳群は、国指定になっても良いのではないかと思う。

委員長：私の分野から言うと、吉崎の西の一角の建物を含めた形での指定にしていかなくてはならない。ところが、お東の本堂が修理で変わってしまった。こちらの知らないうちに、回廊の周りに覆いが付き、かなり外観が変わってしまった。指定にもなっていないからどうしようもなかったが、あれはうまくいけば県または国の指定にまでいくのではないかと思っていた。市の指定にしていればこのようなことも防げたかもしれない。その面では地道に地域における貴重なものをもう一度きちんと押さえておく必要があると痛感した。

委員：次回の文化財保護委員会の際、指中の石造狛犬は、まだ県指定になっていないと思うが、委員全員で見ませんか。みんなで見て納得すれば市指定になっていなくても良いのではないか。

事務局：それでは次回に見学してもらいます。

委員長：細呂木製鉄遺跡の写真だが、この説明板は読めるのか。上のほうに小さく説明板があっても、あまり意味がないのではないかと思う。

事務局：これには文字はなく、絵だけです。文字の説明板は右下のところであり、これが史跡の説明板になっている。上にあるのは大きな絵で、絵の下のところ、砂を採取するところ、炭づくりをしているところ、たたら製鉄を行っているところ、出荷と書いてある。あわら市の事例ではないが、他県のイラストを参考に地元の人にこちら

で指導して描いてもらったものになる。

委員長：子供でも見えるのですね。

事務局：はい。資料館にも少し小さいものを置いて、子どもたちにもわかりやすいようにしたいと思っている。

委員長：覆い屋の炉のところは、遺跡そのものはいじっていないのか。どのような工法になっているのか。

事務局：一昨年、範囲確認調査を行い、遺構にかからないところに柱がくるように設計して工事を行った。

委員長：基礎はそんなに入っていないのか。

事務局：それ程深くまで入っていない。

委員：炉の面は固化してあるのか。

事務局：固化はしていない。

委員：現地に行ってみたところ、このくらいの炭の塊のようなものが落ちていた。固化や柵を作って中に入れないようにしないと、自然にだけでなく人の手が入ってはがれていく。

事務局：整備検討段階では固化することも考えたが、他でカビの生えた事例があったため、固化ではなく、覆い屋へと話が進んでいった。前にガードするものをつけるという案もあったが、このような形になった。しかし、屋根状の覆い屋をつけても強度的には不安があるので、現場の推移を確認しながら検討したい。また、草が生えてしまうと、せっかく露出展示していても見えなくなってしまう。そのたびに表面を削りきれいにできるようにすると、いずれは無くなってしまうのでその辺りも考えていきたい。

委員：鉾津は出ているのか。

事務局：出ています。昔にも出たという記録はあるが、実物はない。平成10年に清掃したときに出土した炭などはあるが、昭和40年代の遺跡が見つかったときに出土した鉾津は、行方が分からない。

委員：今回の掃除では出てきたのか。

事務局：出ていない。

事務局：補足だが、ここの維持管理は、地元のたたら遺跡製鉄保存会が行っており、毎月清掃し、草刈は、年に何回か行うことになっている。そちらには、定期的にこちらから指導と協力をしながら遺跡の保存、保護、活用を進めていきたいと考えている。

委員長：もう一つの神宮寺の資料はどうか。

事務局：まず、初めて航空測量を行ったので、その成果を見ていただきたい。図の左側の部分が城郭であると認識し、ここまでを市指定史跡にしたら良いのではないかと考えていたが、専門家に見ていただいたところ、右側も城郭に入るのではないかとのご指摘を受け、成果図を基に現地の再踏査中である。

事務局：指定となると、指定範囲を決めなければならない。そうすると所有者の同意が必要になる。実際は、もっと南側や沢の春日神社にも広がる可能性がある。

委員：このようなものはどんどん広がる。ある程度主郭はこの範囲だということを決め

て、あとの部分は出できたときに追加していかざるを得ないと思う。指定の範囲が決まったら、その中の所有者の同意書を全て取らなければならない。その作業はものすごく時間がかかるので今年すぐには無理だと思う。どんどん範囲を広げていくと、いつまでたっても指定できない。

事務局：どこまで指定の範囲に含めるかを、今後みなさんに審議していただきたい。

委員長：地権者は多いのか。

事務局：かなりいます。地元によると半分近くは同意がとれていると聞いている。来年度、正式に範囲が決まった時に、地権者を割り出して同意を取る作業を行うが、経過によっては、もう一年先延ばしになる可能性もある。

委員長：幸い地元の人が割と協力的。

事務局：はい。昨年11月に航空測量の成果を基に協力いただいている専門家に地元の人に講演してもらった。それによって、だいぶ盛り上がりを見せてきている。

委員：文化財調査の龍澤寺文書の保存の方法はどのようにしているのか。

事務局：3、4年前に長谷川先生と調査に行った際に、古文書箱と封筒に入れていたが、この間、調査に行ったところ、カビの生えているものがあった。箱を入れ替え、箱に入れていなかったものは、箱に入れる作業を行った。封筒の番号と目録が一致するように書き換えを少し行わなければならない。

委員：そういった形で御前神社文書のほうもやろうとするとけっこうな作業量になる。全体の点数もまだ把握していないことを考えると、令和2年度でどれだけ調査ができるか、作業できる人員がどれだけ確保できるのか等が問題となってくる。

事務局：もし、長谷川先生のとつてで整理作業に当たれる人がいればお願いしたい。

委員：古文書はかなりあるのか。

委員：県史で調査したのは一部で、全部は見切れなかった。まだ、どんなものかも分からない。おそらく近世以降だと思う。どこまでを指定するかも検討が必要になる。

委員長：先ほどから話が出ているが、地域保存活用計画を来年度にやろうとしているのか。

事務局：まだ、市のコンセンサスを取っているわけではないが、館内では取り組むように準備を進めている。この間は、福井県史跡整備市町協議会の研修にも参加し、各地の事例を集めている。未指定のものが失われつつある。トータル的にあわら市の文化財をどう保護していくのか、新幹線敦賀延伸までにどう活用していくのか、保護と活用をうまくリンクさせ、2、3年後までには形にしたい。そのときには、委員のみなさんには各分野についてご意見をいただいたり、調査にご協力いただいたりしながら、やっていきたい。

議題2：その他

委員長：他に何かよろしいでしょうか。そうしましたら、次年度に向けて事務局へ伝えておくべきことはありますか。

委員：市の指定について、今まで出たものの中で留保になっていたものの一覧が欲しい。そして、この委員会では何を指定にしたら良いかを議論し、その中で調査すべきものは調査に入るというやり方をして欲しい。

事務局：その場合、すぐにでも指定にしても良いものと微妙なもの指定したほうが良いが所有者の同意が取りにくいものなど色々なものがある。それらをすべて一覧で提示したほうがよいか。

委員：そういったものではなく、市として指定していきたいものの候補をあげていただきたい。県指定予定のものがあるが、この委員会で知らないうちに県指定になってしまうと、ここの委員会は何をしているのかと思われかねない。今後は全く知らないうちに指定にするのではなく、先に市としてどう考えているのかを提示して欲しい。

事務局：わかりました。

事務局：今の話は、前回5月のときに出させていただいている。そのときには先程の指中の石造狛犬の話はなかったのか。

事務局：あの時点ではまだです。狛犬の調査をしていた県博の学芸員と見に行ったことから県文化財保護審議委員に伝わり、9月に指定の話が来た。その後、この委員会が開かれていなかったので報告できなかった。

委員：指中の石造狛犬と、龍澤寺文書は新しく出てきたが、次年度以降、県指定予定と県の審議委員が言っていたということか。

事務局：委員が去年9月にいらしたとき、これは指定にしなければいけないと話しておられた。今年度はすでに予定があるから難しいが、来年度には指定したいとお話いただいた。

委員長：県でもそれぞれの分野で色々探している。

委員：北本堂十一面観音像と東山阿弥陀如来坐像は、県指定を目指しているのか。

事務局：様々なタイプがあり、北本堂十一面観音像と東山阿弥陀如来坐像は、地元が本格的に資金を出して修理をしていきたいと考えている。そして、できるだけたくさんの補助金をもらうために県指定に昇格できないかという話があった。このような特殊な事情があった。

委員長：県もそれぞれの分野で指定できるものを探しているため、地域から市から上がってくれば積極的に調査対象になってくると思う。市の指定の中でも色々県に当たりをかけるのは良いことだと思う。みなさん、次年度に向けての指定すべきもの、地域における見過ごせないものをお持ちでしたら事務局にお伝え願いたい。

委員長：他によろしいでしょうか。それでは、これで委員会を閉じたいと思います。